⑷　払込期日

更生計画認可決定確定日の属する月の末日または平成22年９月30日のいずれか遅い日とする。

ただし、管財人は、募集株式の割当を受けた者の同意があるときは、裁判所の許可を得て、前記にかかわらず、更生計画認可決定確定日の翌日以降の日を払込期日として定めることができる。

⑸　増加する資本金の額

資本金　300,000,000円

２　募集株式の割り当て

募集株式は、全てＪトラスト社に割り当てる。

第４　配当の制限

更生手続中は、株主に対する配当を行わない。

第７章　弁済資金の調達方法

第１　弁済資金の調達

更生担保権および更生債権の弁済資金は、以下のとおりである。

①　現預金

②　第６章に基づき発行する新株式に対する払込金

③　裁判所の許可を得て行う借入金

④　その他保有資産および資産処分による売得金等

第２　予想超過収益金の使途

更生計画遂行中に、予想超過収益金が生じた場合には、更生計画の遂行に必要な費用および会社の運営に必要な運転資金に充てる。

第８章　共益債権の弁済

第１　支払共益債権

更生会社が、更生手続開始決定日から基準日までに支払った共益債権は、【別表12共益債権支払実績および未払残高表】記載のとおりである。

第２　未払共益債権

更生会社の基準日現在の未払共益債権は、【別表12共益債権支払実績および未払残高表】記載のとおりである。

第３　共益債権の弁済方法

未払共益債権および基準日の翌日から更生手続終結までの間に生じる共益債権は、随時弁済する。

第９章　担保権等の措置

存続する担保権に関する措置は、以下のとおりである。

なお、本更生手続において、存続しない担保権は存在しない。

第１　リースにかかる担保権

【別表13の１存続する担保権一覧表（リース）】記載のリースにかかる担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

リースにかかる担保権は、第４章、第１、１の定めに基づき弁済が完了したときに消滅し、リースにかかる担保権の目的物の所有権は、弁済が完了するまでは当該更生担保権者に帰属し、弁済が完了した後は、当該更生担保権者の同意を得て管財人に移転する。

第２　不動産にかかる担保権

１　【別表13の２存続する担保権一覧表（不動産）】記載の不動産にかかる根抵当権（以下、「本根抵当権」という）は、次のとおり取り扱う。

⑴　本根抵当権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載額の限度で存続し、その極度額は、更生計画認可決定日に、【別表７更生担保権弁済計画表】の「２不動産」の「担保目的物の価額」欄記載の額（４億2500万円）に確定する。本根抵当権の根抵当権者（以下、「本根抵当権者」という）は、管財人からの書面による要請があった後、速やかに極度額を上記４億2500万円に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

⑵　本根抵当権者は、第４章、第１、２の定め（保証債務履行請求権等を被担保債権とする更生担保権）に基づく弁済が行われた場合、管財人の書面による要請を受領した後、速やかに極度額を上記４億2500万円から弁済額を控除した残額に変更する登記の手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

⑶　本根抵当権は、第４章、第１、２の定め（保証債務履行請求権等を被担保債権とする更生担保権）に基づく弁済が完了したとき、または、被担保債権が消滅したときに消滅する。本根抵当権者は、管財人からの書面による要請があった後、速やかに当該根抵当権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

２　担保変換

⑴　管財人が裁判所の許可を得て、更生担保権者に対して不動産にかかる担保権を預金にかかる担保権に変換させる旨の通知を行い、【別表７更生担保権弁済計画表】の「担保目的物の価額」記載の金額から当該時点までに弁済した額を控除した金額について、管財人が更生担保権者の指定する金融機関の口座に管財人名義の定期預金口座を開設し、当該定期預金に当該更生担保権者のために質権を設定したときは、当該不動産にかかる担保権は、当該定期預金の元本を対象とする担保権に変換される。

⑵　⑴の場合、担保変換がなされた時点で当該不動産にかかる担保権は消滅し、更生担保権者は、速やかに当該不動産にかかる根抵当権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第10章　争いの落着しない権利に関する措置

更生会社における争いの落着しない権利については、更生手続終結までは、管財人において訴訟、和解または調停等を遂行する。和解または調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可（包括許可を含む。）を得て行う。

更生手続終結後は、会社において適正妥当な解決を図る。

第11章　定款の変更

更生会社の定款の一部を、【別表15定款変更表】記載のとおり、変更する。

ただし、変更後定款の第６条の効力は、第６章、第３に定める募集株式発行の効力が発生したときに生じる（変更後定款附則第２条）。

第12章　役員の選任

第１　役員の選任

１　取締役の選任

更生会社の取締役を、以下のとおり選任する。

氏　名	備　考
岡本　隆男	管財人代理 Ｊトラスト社　代表取締役社長
千葉　信育	Ｊトラスト社　取締役副社長
橋本　泰	Ｊトラストフィナンシャルサービス㈱　取締役
藤原　治	Ｊトラストフィナンシャルサービス㈱　取締役
村田　憲章	Ｊトラストフィナンシャルサービス㈱　取締役

２　監査役の選任

監査役の選任更生会社の監査役を、以下のとおり選任する。

氏　名	備　考
大西　眞夫	Ｊトラスト社　常勤監査役
阿部　己	Ｊトラストフィナンシャルサービス㈱　常勤監査役

３　代表取締役の選定

岡本隆男を代表取締役に選定する。

第２　役員の任期

役員の任期は、いずれも選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第３　役員の補充または増員

任期内に役員の変更、補充および増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が選任または選定する。ただし、変更または補充により選任された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任または選定された役員の任期は、他の役員の残任期間と同期間とする。

上期期間内に更生手続が終結した場合には、第11章記載の変更後の定款および会社法の規定による。

第13章　その他必要的記載事項

法第167条第１項第６号および第７号に該当する事項はない。

別表１ないし15　省略

東京地方裁判所民事第８部